

八千代市学校給食費に関する規則をここに公布する。

平成28年10月31日

八千代市長 秋 葉 就 一

八千代市規則第40号

八千代市学校給食費に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 小学校 八千代市立小学校設置条例（昭和39年八千代市条例第19号）第2条の規定により設置する小学校をいう。
- (4) 中学校 八千代市立中学校設置条例（昭和39年八千代市条例第20号）第2条の規定により設置する中学校をいう。
- (5) 児童 小学校に在籍する児童をいう。
- (6) 生徒 中学校に在籍する生徒をいう。
- (7) 調理場 八千代市学校給食センター管理運営規則（昭和45年八千代市教委規則第7号）第2条第2項及び第3項に規定する調理場をいう。
- (8) 職員等 次条第2号及び第3号に規定する者をいう。
- (9) 納付義務者 第4条の規定により給食費を負担する者をいう。

(学校給食の対象者)

第3条 学校給食は、以下の者を対象として実施する。

- (1) 児童及び生徒

(2) 小学校，中学校及び調理場に勤務する職員（小学校及び中学校にあっては，児童又は生徒と食事を共にすることを常態とする職員に限る。以下「小中学校等職員」という。）

(3) その他市長が必要と認めた者

（給食費の負担）

第4条 給食費は，学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者及び職員等が負担するものとする。

（学校給食の申込等）

第5条 学校給食の提供を受けようとする児童又は生徒の保護者及び小中学校等職員は，学校給食申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書を提出した者は，当該申込書の記載事項に変更が生じた場合は，学校給食申込事項変更届（第2号様式）により，市長に届け出なければならない。

（学校給食の停止・再開）

第6条 学校給食の提供を受けている児童又は生徒の保護者及び小中学校等職員は，長期欠席等の理由により連続して5日（八千代市の休日を定める条例（平成元年八千代市条例第21号）に規定する休日（以下「休日」という。）

）を除く。）以上学校給食の提供が不要となる場合は，学校給食の停止を希望する日の3日（休日を除く。）前までに，学校給食（停止・再開）届（第3号様式）により，市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により学校給食を停止した者が，学校給食の提供の再開を希望する場合は，当該希望する日の3日（休日を除く。）前までに，学校給食（停止・再開）届により，市長に届け出なければならない。

（給食費の単価）

第7条 給食費の1食当たりの単価は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける職員等 265円

(2) 生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける職員等 317円

（給食費の納期限等）

第8条 給食費の納期限及び納付額は，別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号に規定する者、第9条第1項の規定により給食費の減額を受ける者及び第6条第1項の規定による学校給食の停止、市外への転校、異動等の理由により年度の途中から学校給食の提供を受けなくなった者の給食費の納期限及び納付額は、市長が別に定める。
- 3 給食費の納付は、原則として口座振替の方法により行うものとする。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納付書による納付その他の方法により行うことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒の保護者が学校教育法第19条の規定による援助又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている場合における給食費の納付方法については、市長が別に定める。

（給食費の減額）

第9条 児童、生徒又は職員等が、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、飲用牛乳又は飲用牛乳以外の学校給食の提供を希望しない場合において、当該希望しない日の3日（休日を除く。）前までに、食物アレルギー等による学校給食費減額申請書（新規・継続）（第4号様式）を市長に提出したときは、給食費の減額を行うことができる。

- 2 前項の規定により給食費の減額を受ける者が、再度、飲用牛乳又は飲用牛乳以外の学校給食の提供を希望する場合は、当該希望する日の3日（休日を除く。）前までに、食物アレルギー等による学校給食費減額中止申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する場合を除くほか、食物アレルギー対応給食による給食費の減額を行わない。
- 4 災害、インフルエンザ等による学級、学年、学校閉鎖等やむを得ない理由により緊急に学校給食を提供することができないときは、給食費の減額を行わない。

（納付の督促等）

第10条 市長は、給食費を納期限までに納付しない納付義務者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定により督促するものとする。

2 市長は、前項による督促によっても、相当の期間、当該給食費が納付されないときは、学校給食の適正な運営を確保するため、支払督促申立等の必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか給食費に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条第1項）

期 別	納期限	納付額
第1期	6月末日	(1) 児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける小中学校等職員 5,000円 (2) 生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける小中学校等職員 6,000円
第2期	7月末日	
第3期	8月末日	
第4期	9月末日	
第5期	10月末日	
第6期	11月末日	
第7期	12月28日	
第8期	1月末日	
第9期	2月末日	
第10期	3月末日	年間給食費（第7条の単価に当該年度に実際に学校給食を提供した回数に乗じて得た額）から第1期から第9期までの納付額を合計した額を減して得た額

注 納期限が休日に当たるときは、その日後におけるその日に最も近い休日でない日を納期限とする。

第1号様式（第5条第1項）

学校給食申込書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

氏 名 ⑩

申込者（納付義務者）

電 話 番 号

児童又は生徒との続柄

八千代市学校給食費に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり学校給食の提供を申し込みます。なお、申込みの上は、同規則の規定により給食費を納付します。

学校給食の提供を受ける者	学校名又は勤務先		
	学年・組・出席番号	年 組 番	
	ふ り が な		性 別
	氏 名		男・女
	生 年 月 日	年 月 日生	

注

- 1 学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 この申込みによる児童又は生徒への学校給食の提供期間は、特に申出がない限り、小学校入学から中学校卒業（市外への転校）まで継続します。
- 3 学校給食の提供は、この申込書を受け付けたときをもって決定するものとします。
- 4 口座振替手続のため、口座振替依頼書を提出してください。
- 5 食物アレルギー等により、学校給食の提供を希望しない場合は、学校等に相談してください。
- 6 給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付されない場合は、支払督促等の法的措置を執ることがあります。
- 7 この申込書の記載事項に変更が生じた場合（小学校から中学校に進学する場合を除く。）は、学校給食申込事項変更届（第2号様式）により届け出てください。

第2号様式（第5条第2項）

学校給食申込事項変更届

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所
氏名 ⑩
電話番号
届出者（納付義務者）
児童又は生徒との続柄
児童又は生徒氏名
学校名

八千代市学校給食費に関する規則第5条第2項の規定により、学校給食申込書の記載事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

変更事由発生年月日	年 月 日
※該当するものに○をしてください。	
1	住所の変更
2	学校の変更
3	納付義務者の変更
4	氏名の変更
5	その他（ ）
上記の変更内容	
【変更前】	【変更後】

注

- (1) 学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- (2) この届は、原則として変更事由発生前に提出してください。
- (3) 「2 学校の変更」については、小学校から中学校に進学する場合を除きます。

第3号様式（第6条第1項・第2項）

学校給食（停止・再開）届

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

氏 名 ㊟

届出者（納付義務者）

電 話 番 号

児童又は生徒との続柄

八千代市学校給食費に関する規則第6条第1項又は第2項の規定により、学校給食を（停止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

児童，生徒又は小中学校等職員	
学校名又は勤務先	
学年・組・出席番号	年 組 番
ふ り が な	性 別
氏 名	男・女
生 年 月 日	年 月 日生
理 由	
（停止・再開）開始希望日 又は停止希望期間 （※連続5日以上）	年 月 日（ ）開始希望 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
備 考	

注

- 1 学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 この届は，停止又は再開を希望する日の3日（休日を除く。）前までに提出してください。

第4号様式（第9条第1項）

食物アレルギー等による学校給食費減額申請書（新規・継続）

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

氏 名 ⑩

申請者（納付義務者）

電 話 番 号

児童又は生徒との続柄

八千代市学校給食費に関する規則第9条第1項の規定により、次のとおり食物アレルギー等による学校給食費減額を申請（新規・継続）します。

児童，生徒又は職員等	
学校名又は勤務先	
学年・組・出席番号	年 組 番
ふ り が な	性 別
氏 名	男・女
生 年 月 日	年 月 日生
減 額 開 始 希 望 日	年 月 日
減額に係る給食の区分	<input type="checkbox"/> 牛乳を飲まない。（給食費単価から牛乳代金を引く。） <input type="checkbox"/> 牛乳のみの給食（牛乳代金のみ）
減額を受ける理由	

注

- 1 学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 この申請書は，減額の開始を希望する日の3日（休日を除く。）前までに提出してください。
- 3 減額を継続する場合，毎年度申請が必要です。修了式までに，在籍している学校に提出してください。なお，市内公立中学校に進学する場合は，以下に中学校名を記入の上，提出してください。
（八千代市立 中学校に進学予定）

第5号様式（第9条第2項）

食物アレルギー等による学校給食費減額中止申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所
氏名 ⑩
申請者（納付義務者）
電話番号
児童又は生徒との続柄

八千代市学校給食費に関する規則第9条第2項の規定により、次のとおり食物アレルギー等による学校給食費減額中止を申請します。

児童，生徒又は職員等	
学校名又は勤務先	
学年・組・出席番号	年 組 番
ふりがな	性別
氏名	男・女
生年月日	年 月 日生
減額中止希望日	年 月 日
減額中止に係る給食の区分	<input type="checkbox"/> 牛乳を飲まない。（給食費単価から牛乳代金を引く。） <input type="checkbox"/> 牛乳のみの給食（牛乳代金のみ）
減額中止理由	

注

- 1 学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 この申請書は、減額の中止を希望する日の3日（休日を除く。）前までに提出してください。